

議 案 参 考 資 料

令和8年9月 定例会

(目 次)

○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）（第81号議案関係）	(1)
○大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）（第81号議案関係）	(2)
○大村市総合運動公園平面図（第82号議案関係）	(3)
○大村市体育施設条例（新旧対照表）（第82号議案関係）	(4)
○大村市古賀島スポーツ広場位置図（第83号議案関係）	(5)
○大村市古賀島スポーツ広場平面図（第83号議案関係）	(6)
○入札結果（古賀島スポーツ広場改修工事）（第83号議案関係）	(7)
○指定管理者候補者一覧（第84号議案～第89号議案関係）	(8)
○指定管理者候補者の選定結果（第84号議案～第89号議案関係）	(9)
○大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第84号議案～第89号議案関係）	(13)
○市道路線の認定に関する位置図（第90号議案関係）	(18)
○大村公園内の樹木の枝による自動車損傷事故について（報告第14号関係）	(24)
○農道上の自動車損傷事故について（報告第16号関係）	(26)

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

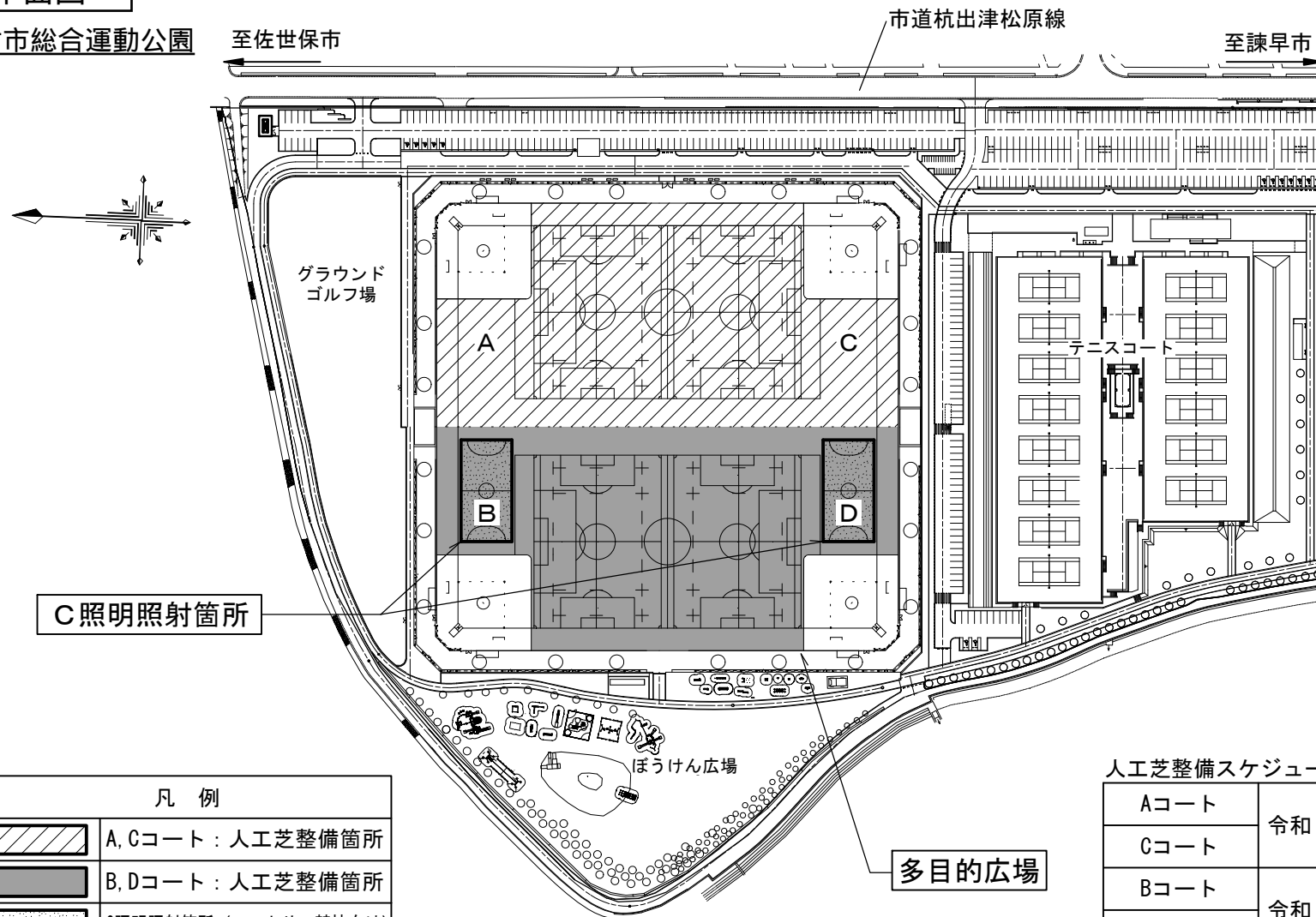
改正後	改正前
(児童対象性暴力等の防止) 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第13条 削除

大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第13条 略 (児童対象性暴力等の防止) 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	(虐待等の禁止) 第13条 略

平面図

大村市総合運動公園



凡 例	
	A, Cコート：人工芝整備箇所
	B, Dコート：人工芝整備箇所
	C照明照射箇所（フットサル競技向け）

人工芝整備スケジュール

Aコート	令和 8 年 3 月供用開始
Cコート	
Bコート	令和 9 年 1 月完成予定
Dコート	

大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正後

別表第 2（第 9 条関係）
1～5 略
6 大村市総合運動公園の使用料

施設名	施設使用料	附属設備使用料		
多目的広場	1 コート 30 分につき 500 円	夜間 照明	A 照明	1 コート 30 分につき 600 円
			B 照明	1 コート 30 分につき 950 円
			C 照明	1 コート 30 分につき 200 円

略

備考

1 「A 照明」とは、サッカー競技向けの照明をいい、「B 照明」とは、ソフトボール競技向けの照明をいい、「C 照明」とは、フットサル競技向けの照明をいう。

2 市内に住所を有する者以外の者が利用するときは、上記使用料（施設使用料に限る。）の 10 割増の使用料を徴収する。

3・4 略

改正前

別表第 2（第 9 条関係）
1～5 略
6 大村市総合運動公園の使用料

施設名	施設使用料	附属設備使用料		
多目的広場	1 コート 30 分につき 500 円	夜間 照明	A 照明	1 コート 30 分につき 600 円
			B 照明	1 コート 30 分につき 950 円

略

備考

1 「A 照明」とは、サッカー競技向けの照明をいい、「B 照明」とは、ソフトボール競技向けの照明をいう。

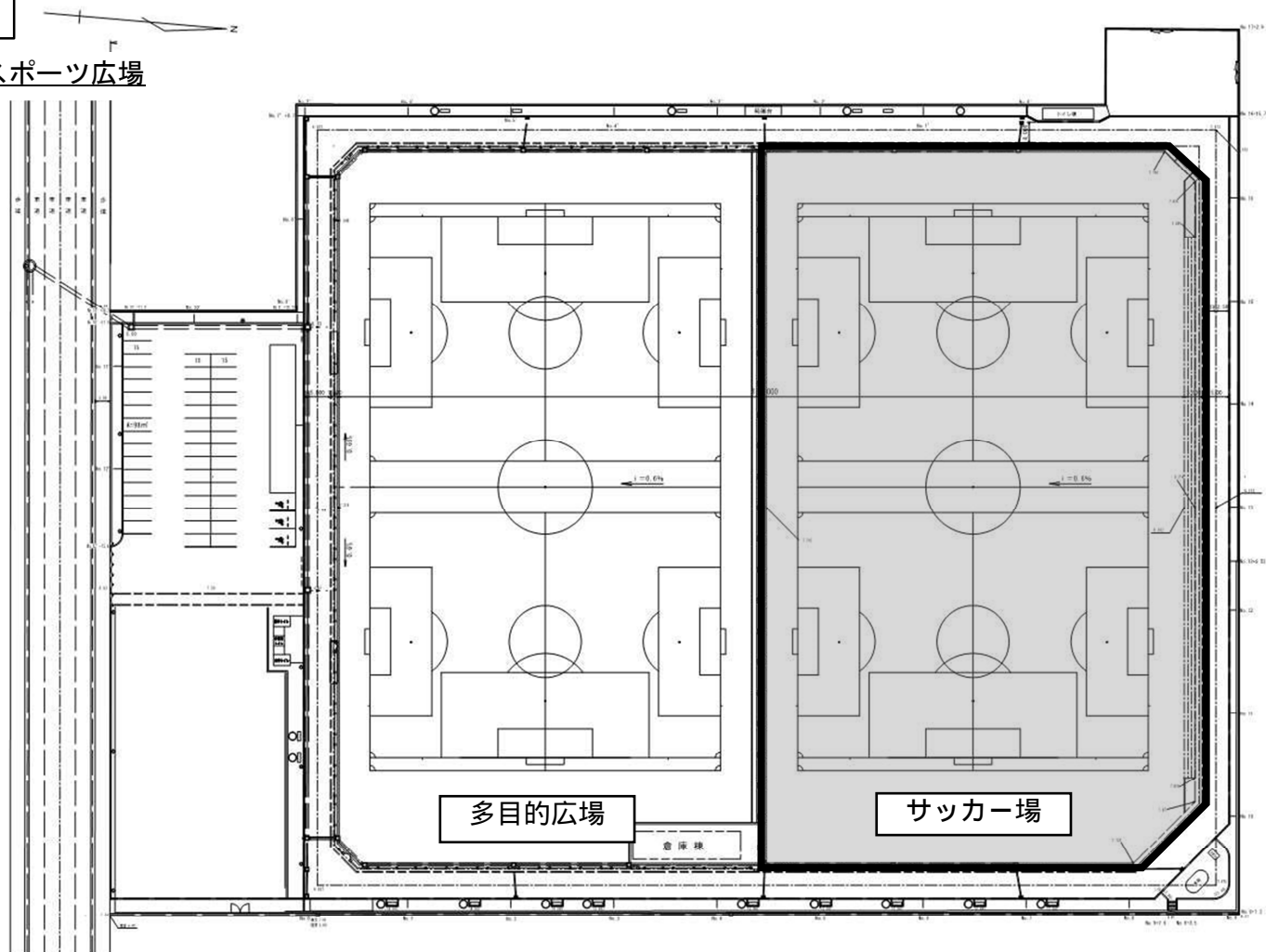
2 市内に住所を有する者以外の者が利用するときは、上記使用料の 10 割増の使用料を徴収する。

3・4 略



平面図

太村市古賀島スポーツ広場



入札結果

工 事 名	古賀島スポーツ広場改修工事						
開 札 日 時	令和 8 年 7 月 1 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分						
工 事 場 所	大村市古賀島町						
設計額(税込み)	365, 147, 200円						
予定価格(税込み)	365, 147, 200円						
予定価格(税抜き)	331, 952, 000円						
最低制限価格(税抜き)	308, 324, 000円						
決定金額(税抜き)	325, 000, 000円						
No.	業者名		第 1 回金額(円)		第 2 回金額(円)		摘 要
1	平山組・森工務店特定建設工事共同企業体		325, 000, 000	2			落札
2	伸栄・山建特定建設工事共同企業体		307, 075, 000	1			最低制限価格未満

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

指定管理者候補者一覧（第８４号議案～第８９号議案関係）

議案番号	公の施設の名称	申請者数	指定管理者候補者	指定の期間
８４	大村市総合福祉センター	１	社会福祉法人大村市社会福祉協議会	５年
８５	大村市体育文化センターほか 計８施設	３	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	５年
８６	大村市高良谷牧場	１	長崎県中央農業協同組合	５年
８７	東浦漁港	１	大村湾東部漁業協同組合	５年
８８	松原漁港	１	大村市漁業協同組合松原支部	５年
８９	大村市勤労者センター	１	公益社団法人大村市シルバー人材センター	５年

指定管理者候補者の選定結果（第 8 4 号議案～第 8 9 号議案関係）

第 8 4 号議案関係

公の施設の名称	大村市総合福祉センター
指定管理者候補者	社会福祉法人大村市社会福祉協議会
指定の期間	令和 9 年度から令和 1 3 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	45, 756 千円
参考金額	45, 756 千円
提案金額	45, 755, 600 円
適否判定	適

第 8 5 号議案関係

公の施設の名称	大村市体育文化センターほか計 8 施設
指定管理者候補者	一般財団法人 大村市文化・スポーツ振興財団
指定の期間	令和 9 年度から令和 1 3 年度までの 5 年間
募集方法	公募
債務負担行為の限度額	1, 241, 383 千円
参考金額	1, 373, 333 千円
申請者数	3 団体

提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	1,241,383,000 円	92.60 点
	団体 A	1,339,000,000 円	82.20 点
	団体 B	1,373,333,000 円	69.00 点

第 8 6 号議案関係

公の施設の名称	大村市高良谷牧場
指定管理者候補者	長崎県中央農業協同組合
指定の期間	令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	93,210 千円（端数調整）
参考金額	93,209 千円
提案金額	93,209,000 円
適否判定	適

第 8 7 号議案関係

公の施設の名称	東浦漁港
指定管理者候補者	大村湾東部漁業協同組合

指定の期間	令和９年度から令和１３年度までの５年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	2,135 千円（端数調整）
参考金額	2,131 千円
提案金額	2,130,975 円
適否判定	適

第８８号議案関係

公の施設の名称	松原漁港
指定管理者候補者	大村市漁業協同組合松原支部
指定の期間	令和９年度から令和１３年度までの５年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	4,815 千円
参考金額	4,815 千円
提案金額	4,814,180 円
適否判定	適

第 8 9 号議案関係

公の施設の名称	大村市勤労者センター
指定管理者候補者	公益社団法人大村市シルバー人材センター
指定の期間	令和 9 年度から令和 1 3 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	14, 110 千円
参考金額	14, 113 千円
提案金額	14, 110, 000 円
適否判定	適

大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第 8 4 号議案～第 8 9 号議案関係）

第 8 4 号議案関係

施 設 名	審査対象団体（申請者）	判 定
大村市総合福祉センター	社会福祉法人大村市社会福祉協議会	適

委員（6 人）

社会福祉法人役員（1 人）

労働組合役員（2 人）

施設利用者（3 人）

第 8 5 号議案関係

施設名 大村市体育文化センターほか計 8 施設

選定した候補者	審査団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
一般財団法人 大村市文化・スポーツ振興財団	3 団体	① 一般財団法人 大村市文化・スポーツ振興財団 ② 団体 A ③ 団体 B	92.60 点 82.20 点 69.00 点

【審査結果】

「一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団」については、これまでの施設の管理運営の実績を踏まえた上での提案で、提案内容の実現性のほか、職員の育成や定着について高い評価であった。また、財務状況も安定しており、施設の修繕や設備を充実するための効率的・効果的な管理運営や、利用者の満足度へ還元する取組が評価され、安定した施設管理が期待できる点においても高い評価であった。

「団体A」及び「団体B」については、いずれも複数の企業が協力し、共同提案する形式であり、提案内容は魅力的であったものの、共にメディア系グループを有していたが、その強みが提案に十分出ていなかったと感じられたほか、人員配置、体制面で具体性に欠ける等の懸念もあり、相対的に低い評価となった。

また、「団体B」については、提案金額が最も高かったこと、提案者が市外団体であり地域の優先性において加点の対象とならなかったことが得点の差にも繋がり、最も低い評価となった。

以上のことから、「一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団」を指定管理者候補者として選定した。

採点表（集計）

審査基準	配点	①	②	③
		得点（平均）	得点（平均）	得点（平均）
1 平等利用の確保について	5 点	4.40	3.40	3.00
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 利用者に対するサービス向上の取組 (2) 利用促進、利用者増への取組 (3) 施設の効用を最大限に発揮する独自の提案	15 点	13.00	11.80	11.40
3 管理経費の縮減について	10 点	10.00	7.00	5.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績について (2) 相当の知識及び経験を有する適切な人材の確保について（管理組織の構成、人員配置及び人材育成） (3) 必要な機材等の確保について	15 点	13.60	12.80	10.20

5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理について（関係法令等の遵守体制、個人情報の保護） (3) 施設管理上の総合的な基本方針 (4) 危機管理について	20 点	16.80	14.60	14.20
6 文化・スポーツ事業について（大村市体育文化センター関係） (1) 文化・スポーツ事業の企画、実施方法について (2) 自主制作事業について（定着した市民参加事業の活用、財源確保、実施本数、企画内容を含む。） (3) 集客方法、市民スタッフ等の育成及び活用について (4) 市の提案事業に対する連携について	20 点	16.20	15.00	14.20
7 事業計画の実現性（管理経費の縮減に対する実現性の考え方についてを含む。）	15 点	13.60	12.60	11.00
小 計	100 点	87.60	77.20	69.00
8 地域（市内団体）の優先性（4、5の内容についてともに一定基準を満たした場合のみ自動加点）	5 点	5	5	0
評 価 点	—	92.60	82.20	69.00

※ 審査基準(1～8)ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

委員（7人）

スポーツ推進委員（1人）

スポーツ関連団体役員（1人）

元文化施設役員（1人）

文化団体役員（１人）
音楽家（１人）
施設利用者（２人）

第 8 6 号議案関係

施 設 名	審査対象団体（申請者）	判 定
大村市高良谷牧場	長崎県中央農業協同組合	適

委員（６人）
県中央振興局職員（３人）
獣医療施設管理者（１人）
施設利用者（２人）

第 8 7 号議案・第 8 8 号議案関係

施 設 名	審査対象団体（申請者）	判 定
東浦漁港	大村湾東部漁業協同組合	適
松原漁港	大村市漁業協同組合松原支部	

委員（６人）
県中央振興局職員（３人）
獣医療施設管理者（１人）

施設利用者（２人）

第 8 9 号議案関係

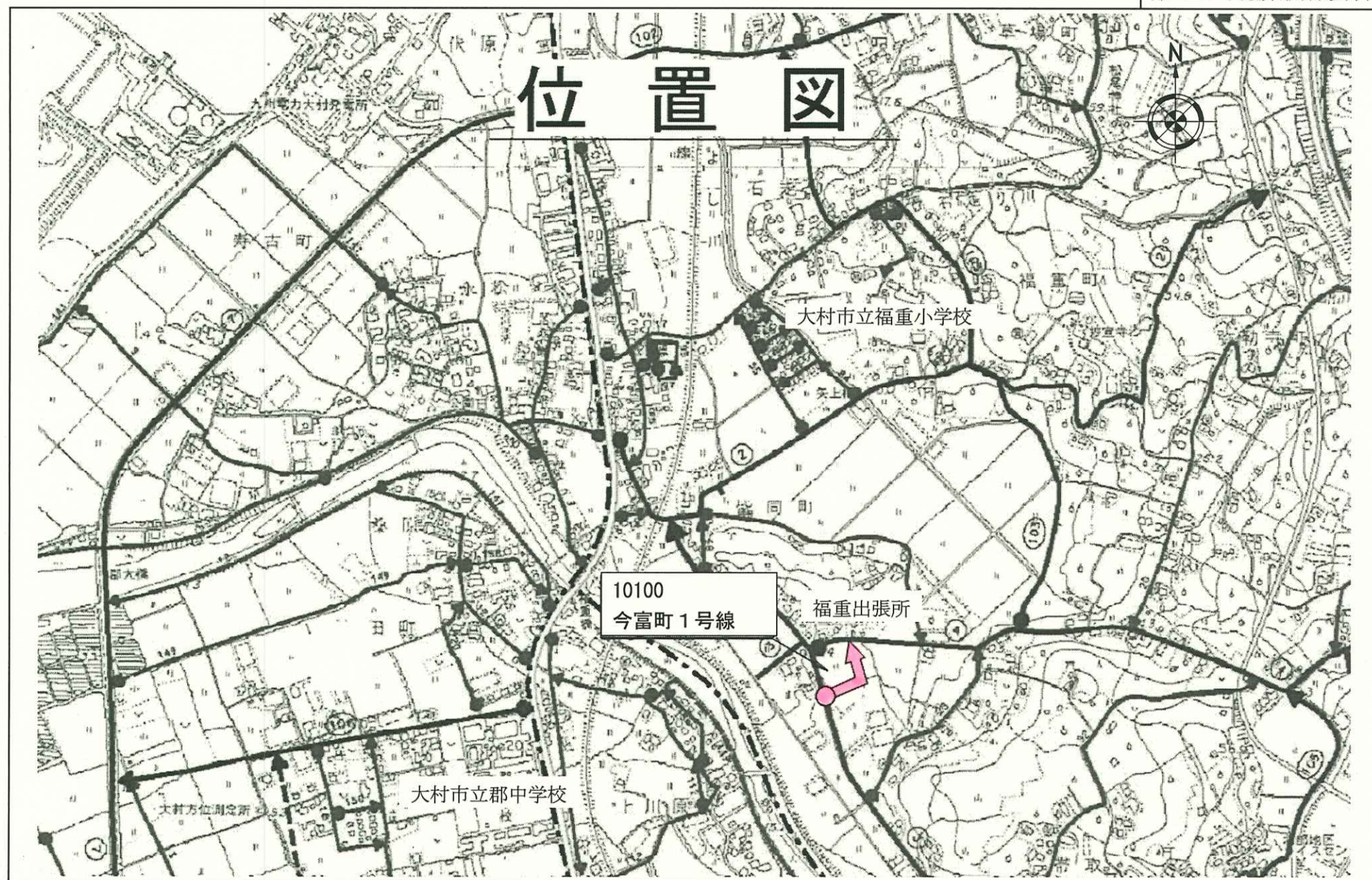
施 設 名	審査対象団体（申請者）	判 定
大村市勤労者センター	公益社団法人大村市シルバー人材センター	適

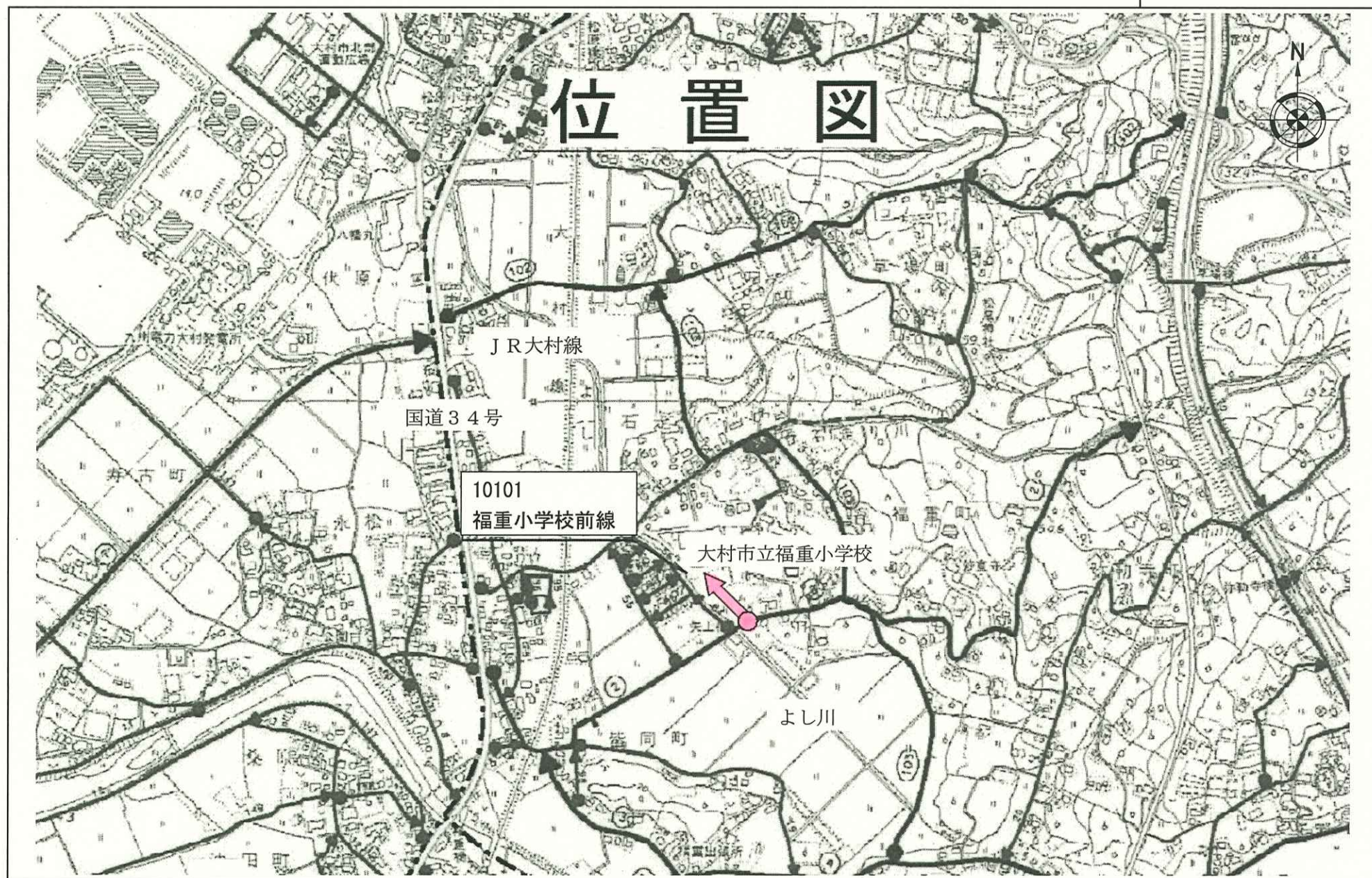
委員（６人）

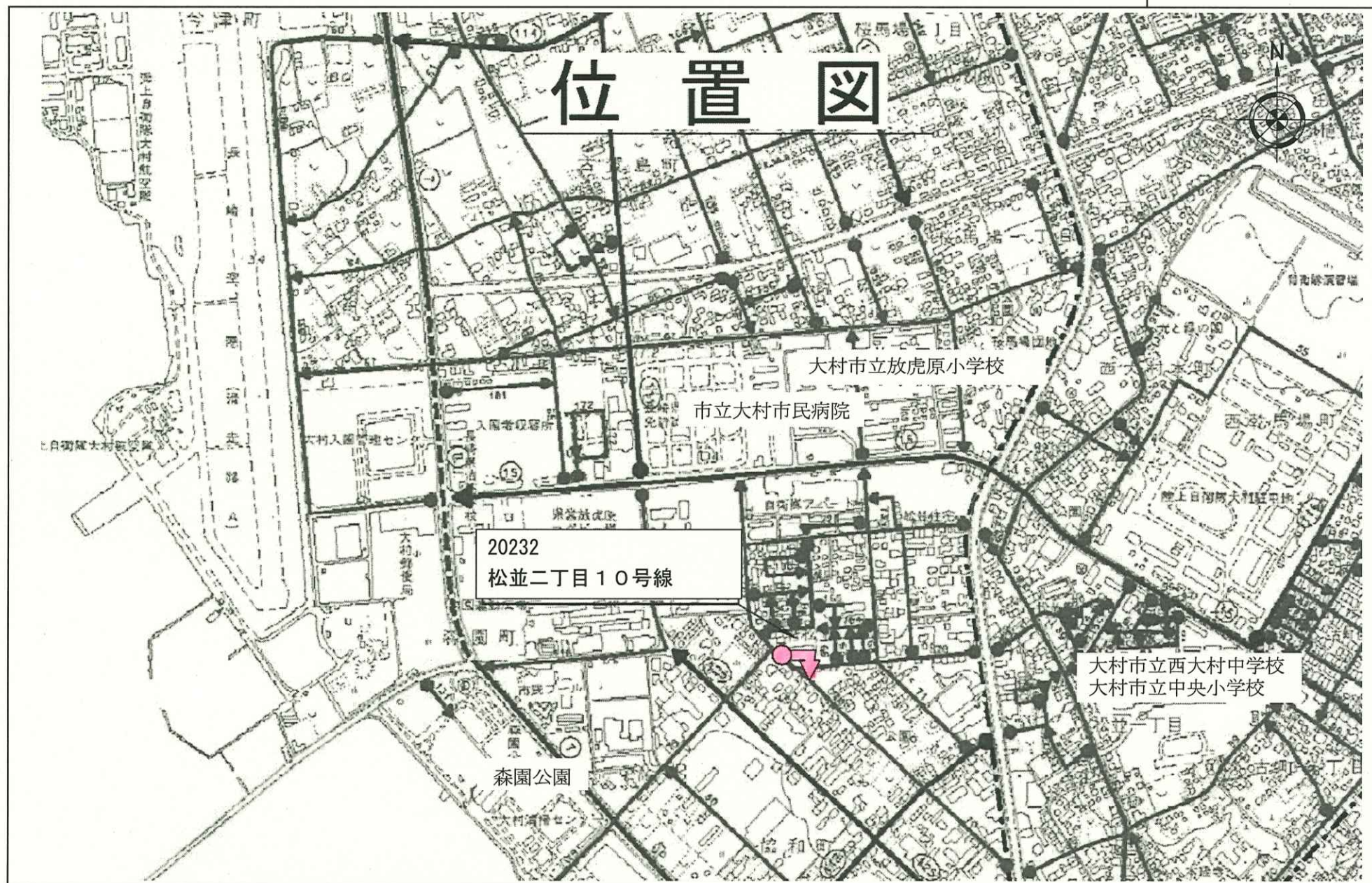
社会福祉法人役員（１人）

労働組合役員（２人）

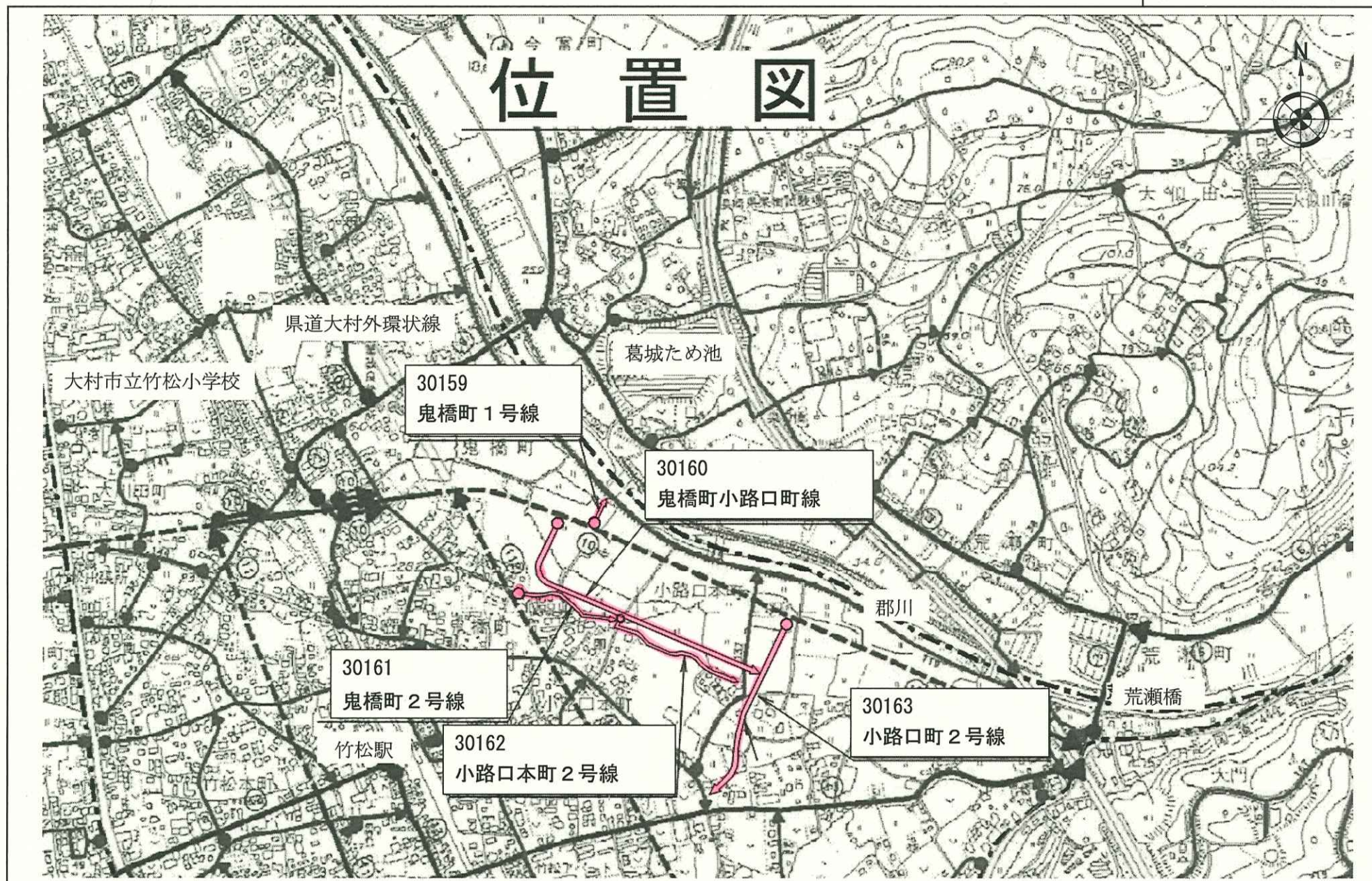
施設利用者（３人）

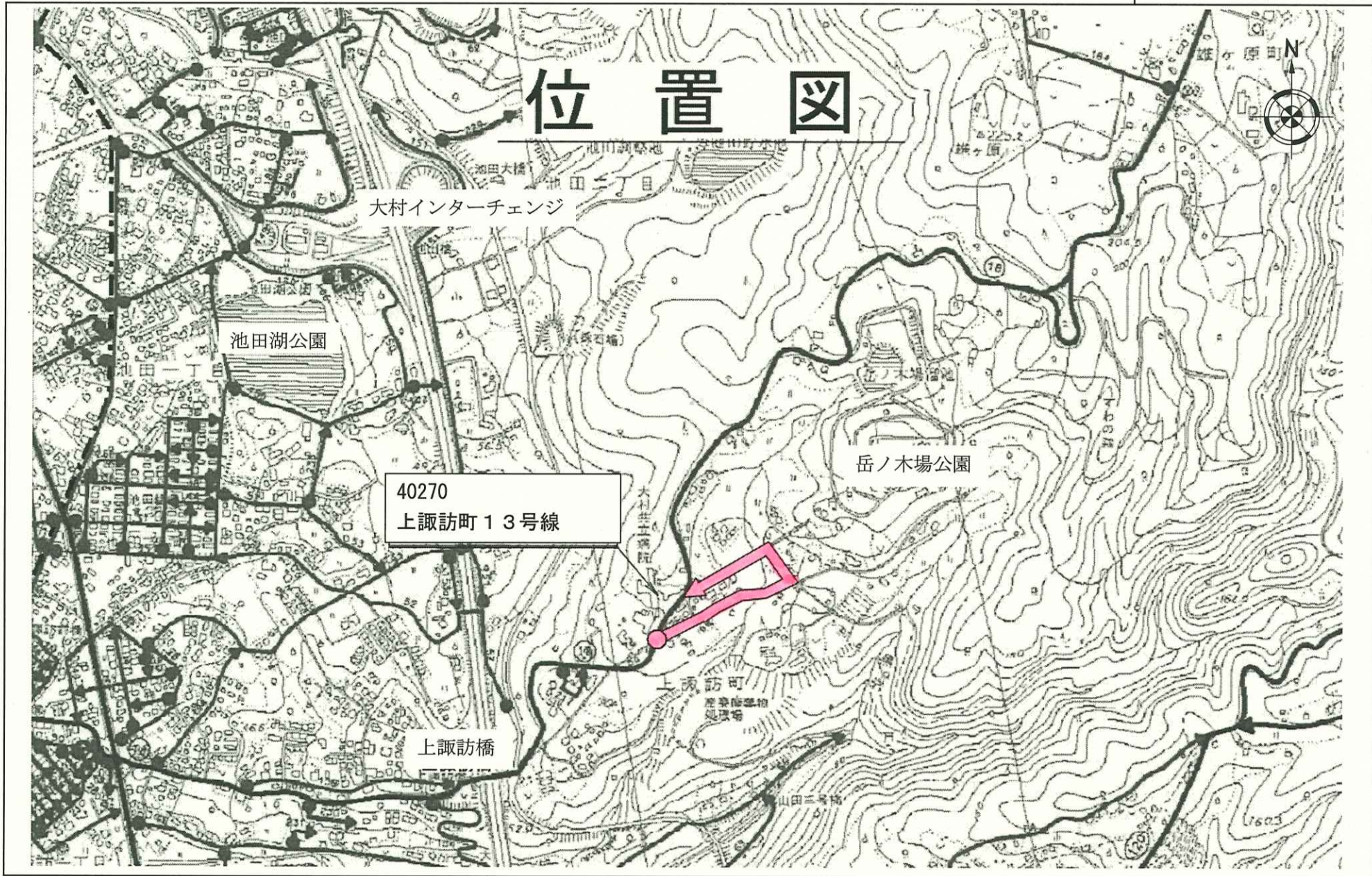












大村公園内の樹木の枝による自動車損傷事故について（報告第14号関係）

1 経緯

令和8年2月1日午後2時35分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が大村公園第3駐車場内を走行中、当該駐車場に張り出した樹木の枝と接触し、当該車両の天井部分を損傷した。

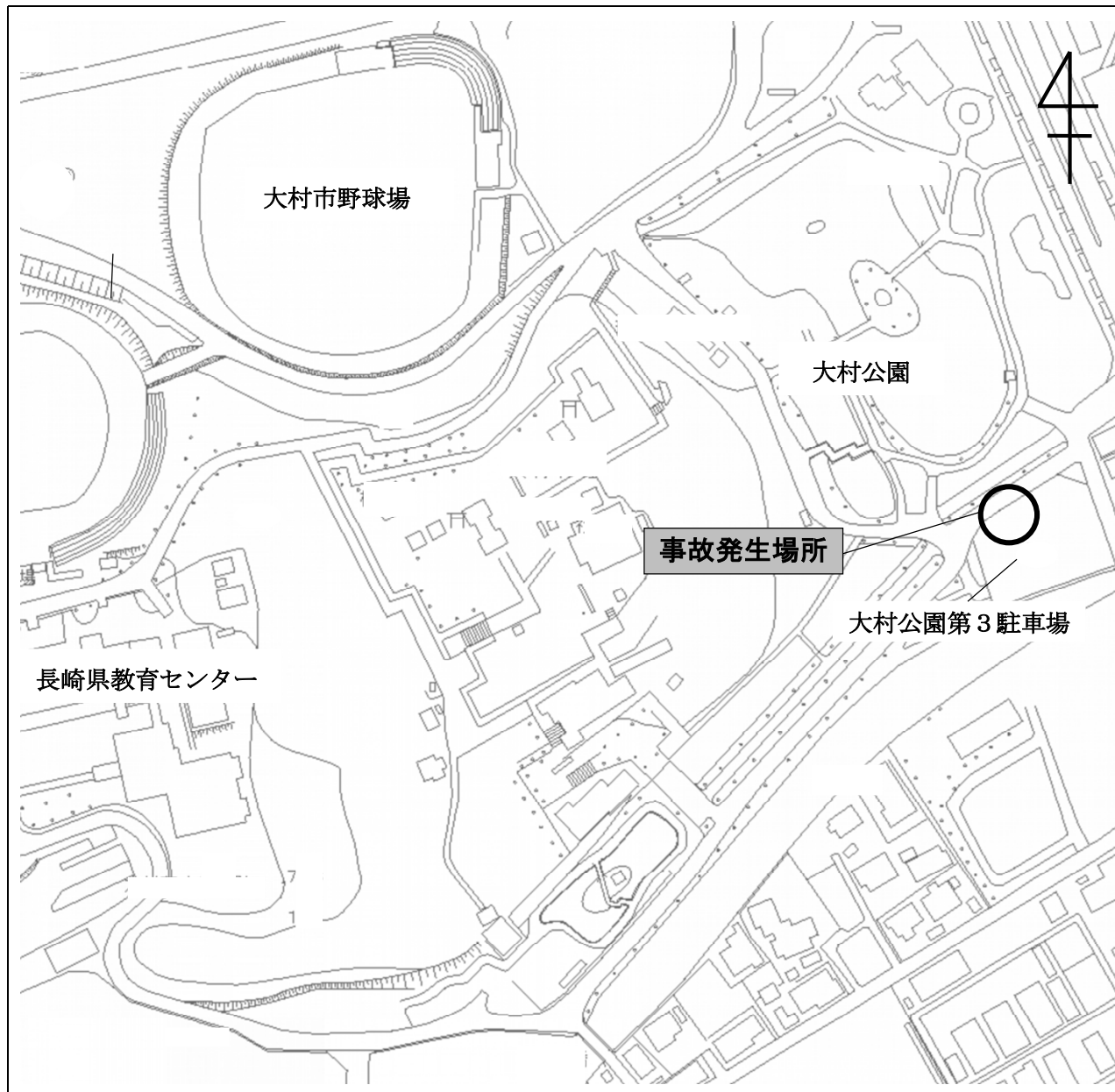
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による張り出した樹木の枝の発見が遅れ、伐採等の安全対策を講じていなかったことによるものである。

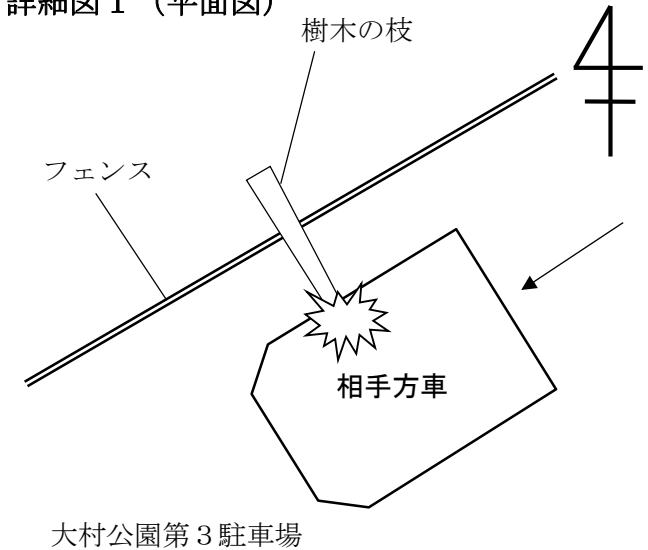
事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。なお、当該樹木の枝については伐採した。

3 示談内容

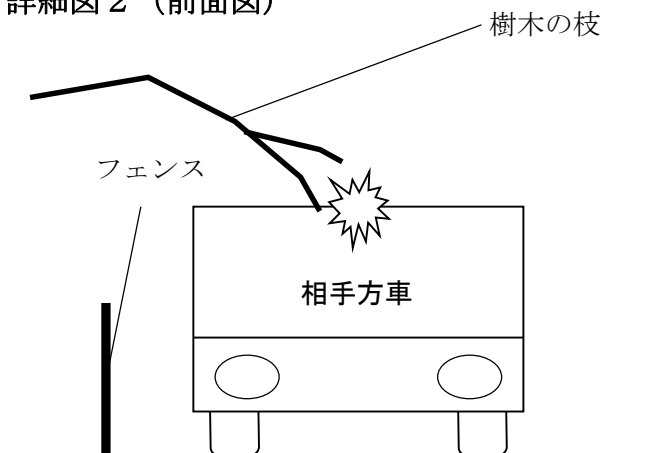
大村市は、相手方に対し、修理費の全額287,800円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)



大村公園第3駐車場内に張り出した樹木の枝と接触し、車両の天井部分を損傷

農道上の自動車損傷事故について（報告第16号関係）

1 経緯

令和8年4月24日午後3時30分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車が農道547号野口2号線を走行中、破損して跳ね上がった状態の道路上の側溝蓋と接触し、車体の底面を損傷した。

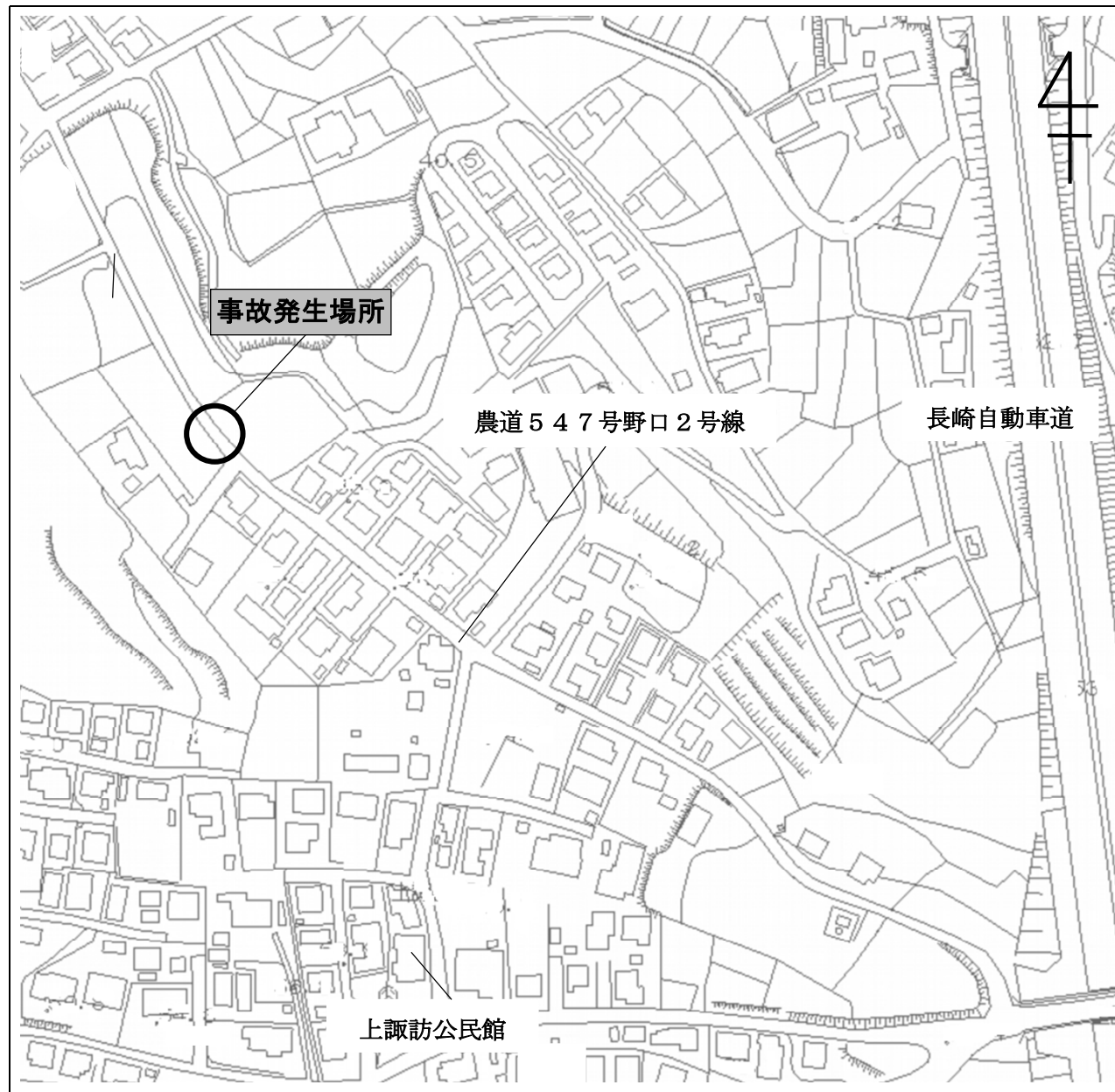
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による側溝蓋の破損箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等の安全対策を講じていなかったことによるものである。事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該破損箇所については修繕工事を行った。

3 示談内容

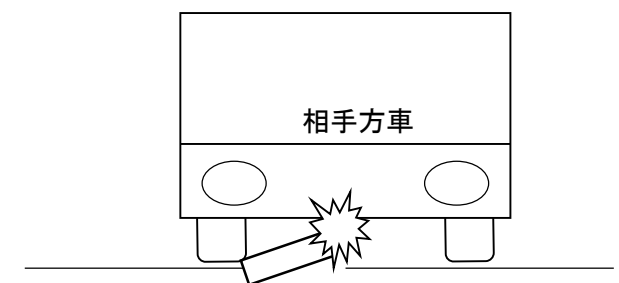
大村市は、相手方に対し、修理費の全額52,888円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (前面図)



破損して跳ね上がった状態の道路上の側溝蓋と接触し、車体の底面を損傷